

## 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に関する特記仕様書

### (対象工事)

- 第1条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき、工事期間中の真夏日（日最高気温が30度以上の日）の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。
- 2 施工箇所点在型工事については、施工現場を代表する1地点とする。
  - 3 夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

### (実施協議)

- 第2条 受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望するときは、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行い、施工計画書等に記載するものとする。なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）又は環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることを標準とする。
- 2 発注者は、工事変更請負契約にあたって、あらかじめ対象工事の真夏日率を確認するものとする。なお、受注者は確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があったときは、速やかに工事打合せ簿により提出しなければならない。

### (その他)

- 第3条 この特記仕様書及び試行要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
- 2 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領は、「市ホームページ 技術管理課 業務概要 公共工事の品質確保に関すること」でダウンロードすること。